

議案第19号

田川市立中学校設置条例の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和2年2月14日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、中学校の再編による新中学校の建設に伴い、仮設校舎を建設する伊田中学校の位置を変更しようとするもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市立中学校設置条例の一部を改正する条例

田川市立中学校設置条例（昭和39年条例第18号）の一部を次のように改正する。

本則中「中等普通教育」を「義務教育として行われる普通教育」に、「第40条」を「第49条において準用する同法第38条」に改め、本則の表中「田川市大字夏吉197番地1」を「田川市番田町2番31号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、本則の表の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（田川市立小学校設置条例の一部改正）

- 2 田川市立小学校設置条例（昭和39年条例第17号）の一部を次のように改正する。

本則中「初等普通教育」を「義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なもの」に、「第29条」を「第38条」に改める。